

公 示 送 達 書

沼津市公告第 74 号

下記の送達すべき書類が本人の住（居）所不明のため（本人の住（居）所への送達が困難な事情にあるため）送達できませんので、当市役所財務部資産税課に保管してありますから、御連絡があれば直ちに交付します。

地方税法（昭和25年法律第 226号）第20条の 2 第 1 項及び沼津市税賦課徴収条例（昭和30年条例第29号）第18条の規定によりこの旨公示送達します。

令和 8 年 8 月 28 日

沼津市長 頼重 秀一

記

送達を受けるべき方の氏名、名称	送達すべき書類の名称	備 考
泰栄商工株式会社 ほか 3 件	令和 8 年度 固定資産税・都 市計画税納税通知書	

注意 上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の 2 第 3 項の規定により、
上記の日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

令和8年度 固定資産税・都市計画税納税通知書 公示送達一覧

No.	送達を受けるべき者の氏名・名称	送達すべき書類の名称	通知書番号
1	泰栄商工株式会社	令和8年度固定資産税・都市計画税納税通知書	50805557
2	渡辺 政雄	令和8年度固定資産税・都市計画税納税通知書	50820751
3	株式会社 ユニゾン	令和8年度固定資産税・都市計画税納税通知書	50943690
4	田口 恒雄	令和8年度固定資産税・都市計画税納税通知書	100013795